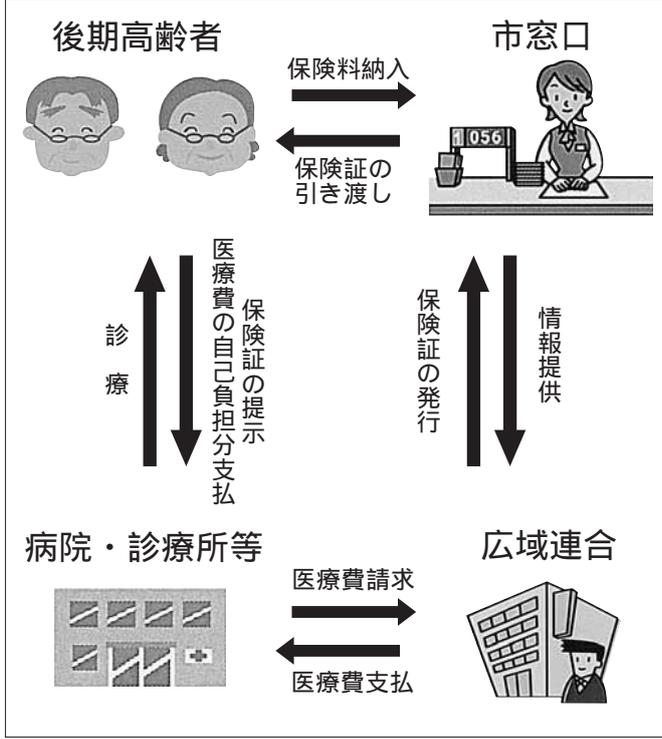


平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度

平成20・21年度の保険料率が決定しました

75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方が対象

12月10日号でお知らせしたとおり、後期高齢者医療制度が、現在の老人保健制度にかわり平成20年4月から始まります。この制度では、被保険者（対象者）一人ひとりが保険料を負担します。このたび、被保険者の皆さんに負担いただく保険料率が決まりましたのでお知らせします。



保険料率

保険料は、県内均一の保険料率適用が原則となつていますが、医療費が県内の平均より20%以上低い市町に住所を有している被保険者は、別に定める保険料率になります。

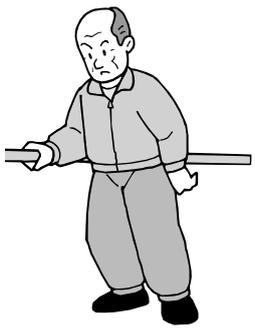
兵庫県内基準保険料率	
均等割額	43,924円
所得割率	8.07%
(6年間適用)	
豊岡市適用保険料率	
均等割額	39,093円
所得割率	7.19%

兵庫県内では、豊岡市のものがこの適用を6年間受けることになり、平成20年度と平成21年度の2年間の保険料率は、左表のとおりです。

一人当たりの保険料額 (豊岡市適用 保険料率で表示)

被保険者一人ひとりで等しく負担する応益分（被保険者均等割額）と、所得に応じて負担する応能分（所得割額）の合計額になります。

所得割額の算定対象所得は、「前年の総所得金額等・基礎控除33万円」を基準とします。保険料額は、年50万円が上限となり、一人当たりの保険料額は、下表のとおりとなります。



1人当たりの保険料額	
均等割額	39,093円
+	
所得割額	(前年の総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 7.19%

[参考] 1人当たり平均保険料額

(兵庫県内基準保険料率で算定)	
年額	81,400円
月額	6,783円
(豊岡市適用保険料率で算定)	
年額	51,666円
月額	4,305円

保険料の軽減

低所得者の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて、保険料の応益分（被保険者均等割額）について保険料が軽減されます。

なお、市で所得が確認できる被保険者には、申請がなくても適用されます。

また、未申告等で所得が確認できない被保険者は、適用するために、簡易申告等が必要になります（同一世帯の世帯主も所得の確認ができない場合は軽減されません）。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等を基に下表のとおりとなります。

国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的



年金等控除を受けた方は、高齢者特別控除（総所得金額等から15万円を控除）が適用されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下
5割軽減	基礎控除額（33万円） + 245,000円 × 被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）以下
2割軽減	基礎控除額（35万円） + 35万円 × 被保険者数 以下

被用者保険の被扶養者（扶養家族）の方の軽減

資格取得日の前日において被用者保険（健保、船保、各共済）の被扶養者（扶養家族）であった方は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割が軽減され、所得割は課せられません。

さらに平成20年4月から9月までは保険料を徴収されず、10月から平成21年3月までは、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納め方

現在の65歳以上の介護保険料の納め方と同様に原則として、年金から保険料が支払われる仕組みを導入します（特別徴収）。

ただし、次のいずれかに該当する方は、一定期間、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市に対し、個別に納めていただくこととなります（普通徴収）。

年金額が年額18万円未満の方

介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方

4月2日以降に新たに資格を得る方

現在、加入されている国民健康保険の保険料、会社の



健康保険の保険料に代わって、後期高齢者医療の保険料を納めていただくこととなります。現在加入されている健康保険の資格は、喪失することになり、保険料が二重にかかることはありません。

保険料納付の開始時期

特別徴収の方

75歳以上の方（4月1日現在）で、年金からの徴収の対象となる方は、4月支給分の年金から徴収が開始されます。

普通徴収の方
7月から納めていただく予定です（今後、市の条例で納期を決定します）。

保険料額の通知

保険料額の決定通知書は、7月に送付します（特別徴収の方は、仮徴収額の決定通知書を4月初旬に送付します）。

被保険者証等の送付

後期高齢者医療の新しい被保険者証は、3月下旬に送付



します（申請手続きは不要です）。4月1日以降に医療を受ける場合は、必ず新しい被保険者証で医療を受けてください。

なお、現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている方には、合わせてこれらの新しい証を送付します。

《問合せ》市民課国保医療係
または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-9-12
01センタープラザ12階）
☎078-326-2612
ホームページアドレス
<http://www.kouiki-hyogo.jp>
メールアドレス
jimukyoku@kouiki-hyogo.jp